



第2次行政経営戦略

「行動計画」取組状況をお知らせします

市では、行政経営を戦略的に進める指針として「第2次行政経営戦略（平成30年度～令和3年度）」を定め、その具体的な取組内容および目標を示す「行動計画」を策定し、目標達成に向け取り組みを進めています。

☎行政総務課 ☎ 36-7235

▶行動計画では、第2次行政経営戦略に掲げる理念「人口減少社会に挑戦する経営改革」を実現するための6つの基本方針に基づき、37項目の取り組みを進めています。取り組み結果の詳細については、市ホームページまたは市役所情報公開コーナーでご覧いただけます。

平成30年度の全体の進捗状況

基本方針ごとの進捗状況は次のとおりです。計画どおり実施できなかった12項目の取り組みについては、進捗状況などを踏まえた見直しを行い、必要に応じて取り組み内容の変更を行っていきます。

基本方針	取組項目数	取組状況		
		○	△	×
①市の経営方針に基づく行政経営の推進	3	3	-	-
②人材育成の推進	8	6	2	-
③組織力の強化	6	4	2	-
④効率的・効果的な行政経営の推進	4	1	3	-
⑤財政の健全化	10	8	2	-
⑥市民との協働体制の確立	6	3	3	-
合計	37	25	12	0

○：計画どおり実施したもの ×：未実施
△：取り組みを行っているが、計画どおりではないもの

基本方針ごとの主な取組結果

1 市の経営方針に基づく行政経営の推進

市の経営方針の設定手順を概ね確立することができました。また研修を通し、市長方針から個人の目標まで軸を通す職員の意識改革につなげることができました。

2 人材育成の推進

民間企業との交流により、新しい知識の取得や人的ネットワークを拡大することができました。また、法務専門官（任期付専門職員）の積極的な活用により、行政運営に係る法的な課題の解決や職員の意識・法務能力向上につな

げることができました。

3 組織力の強化

行政課題に対応できるよう組織再編の検討を行い、平成31年4月から文化資源活用課やデジタルマーケティング推進室を設置しました。また、債権管理事務の適正化やマイナンバー制度の安定的な運用を図るため、部・課を超えて横断的に取り組むことができました。

4 効率的・効果的な行政経営の推進

庁内共通業務のマニュアル（手順書）の整備と共有化を図る取り組みとして、附属機関等の委員の選任などに関する指針の作成に向けた検討を行いました。業務改善の推進を図るため、より多くの実績提案を共有化できるよう取り組みを進めましたが、成果目標とした提案件数30件には届きませんでした。

5 財政の健全化

低・未利用の公的不動産の貸し付けや不要な土地・建物の売却の促進を図るため、官民連携手法による資産の有効活用を念頭に、実施事例の調査研究を進め、発案から具体的な活用に至る全体的なプロセスを把握することができましたが、成果目標とした指針の策定には至りませんでした。公共施設マネジメントの推進を図る取り組みとして、一定以上の規模を有し、かつ重要度の高い公共建築物を対象に劣化診断を実施し、計画保全のための改修工事一覧表を作成することができました。

6 市民との協働体制の確立

行政情報の開示について、官民参加の実務研修を実施したことで「伝わる広報」のノウハウだけでなく、行政・市民が広報活動を行う上での強みと弱みを互いに共有できました。また無作為に選んだ人から参加者を募り、まちづくりワークショップを開催したことで、日頃は市政に対する関心の薄い層の市民に対し、まちづくりに関する意識啓発を図ることができました。